

都道府県・政令指定都市名	22 静岡県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
担 当 職 員 数	10 人 (専任 10 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡県男女共同参画推進本部	
設置年月日(西暦)・根拠	1996年8月1日	根拠: 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	静岡県男女共同参画会議	
設置年月日(西暦)	2001年7月24日	
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計画期間(西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	第3次静岡県男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2026年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西 暦)	2001年7月24日	
	施 行 日(西 暦)	2001年7月24日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2007年3月20日	
	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」と改める。	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	2023年6月1日
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで	90 %	女性比率40%以上の審議会の割合を90%以上		
根 拠	第3次静岡県男女共同参画基本計画(参考指標)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、事業の推進を目的としたもの、特定課題の調査、研究を目的としたもの、選任がないもの、を除く。また、委員数から「充て職」は除く。				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(77)	延総委員等数(1,221)延女性委員等数(516) 女性比率(42.3)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(75)うち女性委員を含む審議会等数(74)	延総委員等数(1,299)延女性委員等数(505) 女性比率(38.9)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(43)うち女性委員を含む審議会等数(40)	延総委員等数(896)延女性委員等数(296) 女性比率(33.0)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	延総委員等数(68)延女性委員等数(20) 女性比率(29.4)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	457 人	(2023 年 7 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	〔 〕		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
		うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(%)	(B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職	
		(人)	(人)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	556	59	10.6	53	2	3.8	103	4	3.9	400	53	13.3
	うち一般行政職	407	48	11.8	52	2	3.8	72	4	5.6	283	42	14.8
支庁・地方事務所等	計	542	80	14.8	12	0	0.0	47	1	2.1	483	79	16.4
	うち一般行政職	216	25	11.6	6	0	0.0	25	0	0.0	185	25	13.5
全体	計	1,098	139	12.7	65	2	3.1	150	5	3.3	883	132	14.9
	うち一般行政職	623	73	11.7	58	2	3.4	97	4	4.1	468	67	14.3
再掲	警察関係	203	3	1.5	0	0	0.0	38	0	0.0	165	3	1.8
	教育委員会	102	23	22.5	5	0	0.0	4	0	0.0	93	23	24.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	966	199	20.6	1,298
	うち一般行政職	724	178	24.6	632	179	28.3
支庁・地方事務所等	計	1,216	303	24.9	2,272	585	25.7
	うち一般行政職	666	140	21.0	551	210	38.1
全体	計	2,182	502	23.0	3,570	835	23.4
	うち一般行政職	1,390	318	22.9	1,183	389	32.9
再掲	警察関係	533	82	15.4	1,817	184	10.1
	教育委員会	85	43	50.6	97	49	50.5

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	60	6	10.0	85	22	25.9	71	16	22.5
	うち一般行政職	48	6	12.5	79	22	27.8	56	13	23.2
支庁・地方事務所等	計	96	14	14.6	162	46	28.4	198	52	26.3
	うち一般行政職	44	5	11.4	73	26	35.6	44	18	40.9
全体	計	156	20	12.8	247	68	27.5	269	68	25.3
	うち一般行政職	92	11	12.0	152	48	31.6	100	31	31.0
再掲	警察関係	34	1	2.9	61	4	6.6	126	19	15.1
	教育委員会	10	3	30.0	18	13	72.2	13	7	53.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	知事部局は勤務成績、部局等の推薦、本人の希望による。教育委員会は勤務成績(行政経験)による。警察本部は選択箇所全て該当する。
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	知事部局は勤務成績、部局等の推薦による。教育委員会は勤務成績(行政経験)による。警察本部は選択箇所全て該当する。
係長相当職	○		○			○	◎			○	知事部局は勤務成績、部局等の推薦による。教育委員会は勤務成績(行政経験)による。警察本部は選択箇所全て該当する。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	4,386	551	12.6
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	525	181	34.5
うち上級	391	148	37.9
うち一般行政職	133	60	45.1
うち上級	120	53	44.2
うち警察関係	262	61	23.3
うち上級	151	39	25.8

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>
---	--

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	静岡県職員旧姓使用取扱要領、静岡県教育委員会旧姓使用取扱要領、職員の旧姓使用に係る事務の取扱いについて(通達)
該当部分の条文(本文)	<p>【知事部局】静岡県職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>【教育委員会】静岡県教育委員会旧姓使用取扱要領 第3条 対象職員は、旧姓を使用しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>【警察本部】職員の旧姓使用に係る事務の取扱いについて(通達) 2 旧姓使用の方針等 (1) 旧姓使用の方針 県警察においては、職員から旧姓使用の申出があった場合は、後記(2)に規定する旧姓使用の対象となる文書等について、旧姓の使用を認めることとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)		女性比率(%)	女性比率(%)
93	8	8.6	15	1	6.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡県男女共同参画センター		愛称・通称	あざれあ		
設置年月日(西暦)	1993年5月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：422-8063 住 所：静岡県静岡市駿河区馬淵1丁目17番1号 電話番号：054-255-8440 FAX番号：054-251-5085 ホームページ：https://www.azarea-navi.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：静岡県男女共同参画課) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	9 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	24 人	予算額	2023年度 91,000 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： WEBマガジン「EPOCA」の編集) ○ 2. 講座(主な事項：) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話相談、面接相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書室の運営、情報誌「ねっとわあく」の編集発行) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 「あざれあメッセ」の開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項： 男女共同参画の視点による各種資料の収集) ○ 10. その他(主な事項： 男女共同参画週間関連イベント)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	18
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数	6,882
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容：)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名称： 概要：) 7. その他 (内容：)	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容：)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	141,176	131,891	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	94,400	101,200	維持、補修費

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	⑩ 短時間正社員制度の導入	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	⑬ その他	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
														1 公共工 事の競争参 加資格審査 における男 女共同参画 等の項目の 設定	2 物品の 購入等の競 争参加資格 審査におけ る男女共同 参画等の項 目の設定	3 総合評 価落札方式 による一般 競争入札を 実施してい る場合にお ける男女共 同参画等の 項目の設定	4 その他 の公共調達 における男 女共同参画 等項目の設 定

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり宣言(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況		→	
1 ある	1	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	ふじのくに女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する		上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況		1		問17-1 名称 静岡県男女共同参画白書	
問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有	1	定期の場合	1 年毎
問17-1 公表周期		2. 無			
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○			
		1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)			
		2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)			
		3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者			
		4. その他 ()			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・「男女共同参画週間」啓発事業	ポスターや横断幕の掲示、また関係団体等と協働して実施		6月
・女性に対する暴力をなくす運動	ポスターや横断幕の掲示、また関係団体等と協働して実施		11月
・静岡県男女共同参画の日	男女共同参画の日に関する展示物を展示		7月
・LGBTパネル巡回展	性の多様性理解促進のため、あざれあ図書室及び公立図書館において、啓発パネルや関連書籍を展示	県内12箇所	7月～1月
2. 表彰			
・男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞授与	男女共同参画社会づくりに関する県民の関心と意識を一層高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている個人、団体、または企業を表彰	受賞者10名程度	7月
3. 講座			
・デートDV防止出前セミナー	デートDVの知識や対処方法を学ぶとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖についての健康と権利)を含め、男女が互いを大切に生きる方を学ぶ講座を大学・短大・専修学校、高校にて開催。	5校	6月～1月
・女性防災リーダー育成講座	男女共同参画の視点から、地域で活躍できる女性防災リーダーを育成するための講座を開催	30名程度	調整中
・「災害対応力を強化する男女共同参画の視点」研修	地域防災への男女共同参画の視点を推進するため、自主防災連合組織の代表者、市町の防災担当及び男女共同参画担当職員等を対象に、講義やグループワークを実施	40名程度×4箇所	7月～11月
・男性の家事・育児参加促進出前講座	男性の家事・育児への参加促進に向けて、若手社員等を対象とした出前講座を希望する事業所に、子育て支援団体関係者等を講師として派遣	6社程度	9月～2月
・性暴力被害者支援者養成研修公開講座	女性からの相談に対応している相談員や一般県民を対象に性暴力被害及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のための講座を開催	100名程度	10月
4. 相談事業			
・あざれあ相談事業(女性相談、男性相談)	相談者自身による解決策の見出しを促すため、委託及び直営により電話又は面接相談を実施		随時
・LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みや困りごとに対する電話相談を委託により実施		随時
5. 情報収集・提供			
・市町男女共同参画施策等推進状況調査	内閣府の調査に県独自の調査項目を加え、市町の状況を調査。回答は「静岡県男女共同参画白書」等により公表。	県内35市町	6月～7月
・静岡県男女共同参画白書	県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行。		1月
・静岡県男女共同参画団体登録事業	男女共同参画を推進する団体行動を支援する制度。登録団体は県ホームページでの公表や男女共同参画センターの会議室の使用優遇措置を実施。		随時
・男女共同参画人材データベース	各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開。		随時
・ふじのくに輝く女性人材データバンク	会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人材情報を把握し、企業・経営者等に向けデータを提供。		随時
・女性活躍応援情報発信事業	女性活躍を推進する企業の取組事例や経営的效果、国の認定制度の情報を効果的に発信する。		随時
6. 苦情処理			
・男女共同参画に関する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置		随時
7. 交流促進			
・女性活躍加速化フォーラム	女性活躍に取り組むリーダーである経営者等のネットワークの構築と、リーダーの率先した行動の拡大を目的に、基調講演やパネルディスカッションを実施。		11月
・男女共同参画団体交流会	地域で男女共同参画を推進する活動団体による情報交換会		2月～3月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・県職員に対する研修	男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育て及び介護が両立しやすい勤務環境を整備するためのセミナーを開催。	100名程度	10月
・男女共同参画市町担当職員基礎研修会	年度当初に県内市町の男女共同参画担当者を対象に研修会及び意見交換会を実施することで、基礎知識の習得、ネットワークを構築することにより、市町の施策の充実を図る。	50名程度	4月
・市町男女共同参画担当課長会議	県内市町の男女共同参画担当課長を対象に会議及び意見交換会を実施することで、他市町の取組状況の把握やネットワークを構築することにより、市町の施策の充実を図る。	40名程度	7月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	静岡県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 則 名	静岡県議会議事規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	2	
育児	1	
家族の看護	2	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	2	忌引
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条本文文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) []
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) (2023年6月1日)

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年7月5日	~	2025年7月4日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	63	11	17.5		
	都道府県防災会議(委員のみ)	62	10	16.1		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	19	1	5.3	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	1	33.3	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者		23	1	4.3		
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	7	77.8			
2	国土利用計画地方審議会	16	7	43.8		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	25	3	12.0		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	8	40.0		
7	精神医療審査会	21	11	52.4		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	30	14	46.7		
10	准看護師試験委員会	6	3	50.0		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	30	13	43.3		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	6	42.9		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5		
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	13	5	38.5		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
21	都道府県都市計画審議会	19	5	26.3		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	15	7	46.7		
24	石油コンビナート等防災本部	26	0	0.0	全職員が職務指定のため	
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	19	6	31.6		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	8	40.0		
31	介護保険審査会	12	5	41.7		
32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7		
33	感染症の診査に関する協議会	35	14	40.0		
34	警察署協議会	284	111	39.1		
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	47	3	6.4		
38	地方独立行政法人評価委員会	15	7	46.7		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会	6	3	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	19	0	0.0	病院からの選出によるため	
46	指定難病審査会	31	0	0.0	委員の候補者が限定的なため	
47	小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	委員の候補者が限定的なため	
48	行政不服審査会	5	2	40.0		
49	地域医療対策協議会					
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
51						
52						
53						
54						
	合 計	897	296	33.0		
	女性委員0の審議会数	4				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	4	26.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	68	20	29.4	
	女性委員0の委員会数	2			